

VI 基調講演

国際会計基準及び開示制度の動向

井上俊剛
金融庁企画市場局

要 旨

2001 年以降、国際会計基準としての国際財務報告基準（IFRS）の地位の高まりを背景として、国際的なコンバージェンスが進展した。その後、2008 年の金融危機を発端に金融商品会計基準を含む会計基準のコンバージェンスの議論が開始されたが、国際会計基準審議会（IASB）と米・財務会計基準審議会（FASB）で合意が形成されず、結果として、コンバージェンスの延期を発表した。日本は、2013 年以降、日本基準の高品質化と IFRS に対する意見発信を行いつつ、IFRS の任意適用の積み上げを図ることとしている。

日本基準については、時価及び収益認識について IFRS とのコンバージェンスが終了しており、現在はリース会計や金融商品会計について、コンバージェンスを念頭においた対応を検討しているところ。一方で、のれんやリサイクルの会計処理については、依然として日本基準と IFRS の間に差異が存在している。

IFRS 財団の最近の関心事項は、一貫性のある適用、財務報告の複雑性、非財務情報、テクノロジーの四点があげられる。

IFRS に対する意見発信については、IFRS 財団の評議員会、IASB 等の各層において日本からの人材が活躍。また、モニタリングボードに金融庁が、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）に企業会計基準委員会（ASBJ）がそれぞれ参画し、IFRS の基準開発や東京のアジア・オセアニアオフィスを含む IFRS 財団の活動に貢献している。

会計基準の今後の課題としては、IFRS の任意適用企業の拡大促進、あるべき IFRS の内容についての意見発信の強化、日本基準の高度化、国際会計人材の育成の四点があげられる。また、開示制度については、非財務情報の重要性の増大への対応が課題である。さらに、会計基準・開示制度の今後の在り方を考えていく上では、人工知能等のテクノロジーの進展が与える影響についても考慮する必要がある。

はじめに

皆さま、こんにちは。橋本先生、ご紹介ありがとうございます。本日は、杉本会長、法政大学の中野先生にお招きいただきまして、お話をさせていただきます。ご紹介いただきました、金融庁で企画市場局企業開示課長をしております井上俊剛と申します。

本日、この国際会計研究学会の第 36 回研究大会において、このような機会を頂戴し、大変ありがとうございます。国際会計基準と開示制度の動向について、学会の先生の皆さま方、また、私が本当にここで話しするのがいいのかと思うような諸先輩方がたくさんいらっしゃり、大変僭越ではございますが、私は、現在、企業開示課長をやらせていただいております。会計監査・開示、ガバナンス等の担当しております。これまでも 3 回ほど、節目で企業開示課の仕事させていただいたことがございます。そういうことも踏まえまして、本日は、私見も交えながら、行政の立場からこの世界を拝見してきた私の経験を少しでもご紹介することで、皆さま方のご研究に何らかの示唆を差し上げることができればと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、はじめに国際会計基準の動向といたしまして、国際会計基準に関する議論を歴史的に簡単に振り返ってまいりたいと思います。

次に、近年の我が国の会計基準も高品質化を進めている状況ですけれども、近年における国際的な会計基準の開発状況と我が国の対応状況について概観したいと思います。また、この中で日本の基準と国際的な会計基準との差異についても触れたいと思います。

三つ目に、国際会計基準を策定している IFRS 財団の最新の関心事について私見も交えながらご紹介していきたいと思っております。我が国

も過去から国際的な意見発信を官民一丸となつてしておりますけれども、このような関心事を知っておくことは、今後の取組みにおいても有用なものだと考えております。

次に、国際的な意見発信の状況、今後の取組みにおける課題などをお話ししていきたいと思っております。

最後に、日本の会計基準及び開示制度の今後の在り方ということで、今後の会計基準や、開示制度の将来像について、私見を述べさせていただきます。

I IFRS を巡るこれまでの国内・国際動向

1. 会計基準をめぐる変遷

それではまず、国際財務報告基準 (IFRS) を巡るこれまでの国内・国際動向についてお話しいたします。まずは、いわゆるバブル崩壊から会計監査上の問題が顕在化しました 2000 年ぐらいまでの出来事についてお話しいたします。バブル崩壊後、日本では取得原価会計や連結財務諸表の情報不足など、日本の会計制度上の問題点が顕在化していたと思っております。そこで 1996 年以降、企業の財務状況や取引実態を適切に反映するために大規模な会計制度改革を実施しております。いわゆる会計ビッグバンといわれているものです。

そのような中、アジア通貨危機が発生いたしました。以降、韓国などのアジア諸国で監査報告書に国際基準とは異なる会計基準で作成されています。いわゆるレジェンド問題ということだと思います。日本においても 1999 年以降、レジェンドが付されるということになります。これが会計基準について、国際的に対応していくことが官民で認識された一つの

契機になったのではないかと思います。

2000年には、このような中で証券監督者国際機構（IOSCO）が、国際的な資金調達において国際会計基準を使用することを承認するというようなことがございました。また、欧州委員会（EC）がEUの域内の上場企業の連結財務諸表に国際会計基準を適用するというイニシアチブを発表したところだと思います。

次に2000年代以降ですが、この頃は基本的にはIFRSの地位が高まっていくというフェーズだと思います。2000年代の初め、2001年に国際会計基準審議会（IASB）、企業会計基準委員会（ASBJ）がそれぞれ発足しました。2001年にアメリカでエンロン事件が起りまして、巨額の会計不正事件が監査制度等に大きな見直しを与えたと思います。

会計基準の面では、ここの国際的な協調の流れの中で、2002年にIASBと米・財務会計基準審議会（FASB）がコンバージェンスに合意する、いわゆるノーウォーク合意というのが出てきたということだと思います。私、この頃、2002年から2004年にかけて当時の企業開示参事官室で働いていましたけれども、かなり会計の世界で大きな国際的な流れみたいなものを感じていた時期でもございます。また、その時期に国内でもかなり当時、株価が下がっていたというようなことを背景に、時価会計の凍結ですとか、あるいは減損の会計の適用の延期の要請がASBJにあったというようなことも経験しております。

その後、2005年になって、EUがIFRSを域内の上場企業に適用開始しました。ここから、IFRSが実際に使われる会計基準になってきたということだと思います。日本においても、この時期ASBJとIASBの間でコンバージェンスに合意をし、さらに2007年には、東京合意ということで、さらにコンバージェンスを進める

ことが発表されまして、世界で単一の会計基準誕生に向けて動きが加速していった時期であったと思います。アメリカでも、この2005年に米・証券取引委員会（SEC）がロードマップを公表しているというような流れがありました。

そのような中で2008年にリーマンショックがあり、金融危機が発生することによって、会計の世界も大きな影響を受けたというふうに感じています。私も、このリーマンショックの時期から、また企業開示課の国際会計調整室長を務めることになりまして、2008年、2009年という時期を国際会計の世界で過ごさせていただきましたが、この時期は非常に激動の時期であったと思っています。

リーマンショックの発生後、金融危機ということでIASBも相当プレッシャーを受けていたと思います。当時は、金融商品会計基準の見直しを、デュー・プロセスを踏まえず行うこともあったと思います。また、IASBとFASBにおいて、共同で金融商品会計基準の改定の協議が加速するというような中で、金融危機アドバイザー・グループ（FCAG）という危機対応のグループを作り、対応していた時期であったと思います。私も、そのような会議に何度か出席させていただいたことがございます。

その後、金融危機を受けまして、G20第1回ワシントンのサミットがあったわけですが、この国際会計基準設定主体のガバナンスという問題も取り上げられまして、後で詳しく触れますけれども、2009年4月には当時国際会計基準委員会財団（IASCF）と言っていましたが、IFRS財団のモニタリング・ボードが日本・EU・アメリカの当局、IOSCO等が参加するような形で発足するということがございました。

また、その後のピッツバーグ・サミット、2009年9月には単一の質の高い世界的な会計基準

を実現するための努力を倍増する、いわゆる“a single set of high-quality, global accounting standards”ということが G20 の首脳にエンドースされるということがありました。この辺りが、単一の会計基準に向けた動きが一番盛り上がっていた頃だと思います。

日本におきましても、その中で 2009 年に、企業会計審議会で「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」をまとめていただきまして、ここで強制適用も視野に入れたロードマップを公表し、任意適用を提言したということがございました。

アメリカの SEC も、この辺りまでは国際的な会計基準に対するコンバージェンス作業をサポートするという形で 2011 年までにどのように対応するか判断すると宣言していたわけですが、具体的なコンバージェンス作業を IASB と FASB で進めていく中で、特にその金融商品会計基準の改定について、意見の隔たりというもの徐々に顕在化していったということだと思います。

2011 年以降の金融危機後のコンバージェンスの動きについてですが、2011 年には IASB と FASB の間でコンバージェンス・プロジェクトの延期を公表しています。その後もコンバージェンスに向けて金融商品会計基準の開発が続けられたところですが、最終的に両者は別モデルを採用することになってしまいます。私の受けた印象では、そこはアメリカの会計基準設定主体というのものもあるかもしれませんが、恐らく金融監督当局の意向がかなり強く働いたのではないかと感じています。IASB の採用するモデルですと、アメリカの銀行の場合、どうしても引き当て不足になるというような背景があって、そこで実質的に分かれたのかなと考えています。

日本では、その間、企業会計審議会で会計基

準の在り方についての議論が続けられまして、2012 年に中間的論点整理を出させていただいて、その後、2013 年に、企業会計審議会の当面の方針という形で、IFRS の強制適用については判断せず、その任意適用を積み上げていくという形で方針転換を図ったということだと思います。

同年に、会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) が設立されて ASBJ が参加することになりました。それまで、日本の ASBJ と IASB は、パイの定期協議を継続的に行っていたわけですが、それを一旦終了し、マルチの ASAF に参加するという形で、IASB との関係継続していくという転機があったと思います。私は、この時期も 2012 年から 2013 年にかけて 2 回目の国際会計調整室長として、この辺りの議論にも関与させていただきました。

最後に 2016 年に FASB が金融商品の会計基準を公表しました。ここで先ほど申しましたように、IASB とのスタンスの違いが完全に明らかになったということだと思います。

2. IFRS の適用状況

簡単にこれまでの会計基準を巡る動きについてご紹介してまいりましたけれども、IFRS の国際的な適用は、その間、非常に進んでいると評価していいと思います。IFRS を強制適用している法域は、現在 138 になっています。もともと 2005 年にヨーロッパで強制適用が開始されたときから比べると、かなりの国が IFRS を強制適用するようになりました。ある意味、グローバルスタンダードになったと評価しても良いのではないかと思います。

このような中で、日本では、先ほど申しましたとおり、IFRS を任意適用という形で 2010 年以降、適用企業を積み上げてきました。任意適用開始以降、国内の IFRS の適用企業は、か

なり順調に積み上がっており、足元 2019 年 7 月末で既に適用予定を公表している企業も含めて 217 社、時価総額ベースで 35 パーセント程度になっているということです。これは、IFRS が日本でも任意適用という形で受け入れられてきたということの一つの証左であると思っています。

II 近年の主な会計基準の国際的な開発状況と日本基準

1. 国際的な会計基準の開発状況と日本基準の対応

我が国の会計基準はこれまでどのような対応をしてきたかということについて、また、ASBJ が進めている会計基準の高品質化の状況についても触れてまいりたいと思います。

まず、近年の主な会計基準の国際的な開発状況と日本基準の関係に触れていきたいと思えます。IFRS13 号の公正価値測定と IFRS15 号の収益認識は、ほぼ同様の内容で日本基準も開発されており、IFRS と米国会計基準 (US GAAP) もほぼ同じような形でまとまっていると思えます。

IFRS9 号の金融商品会計は、US GAAP と IFRS が少し泣き分かれている状況ですが、日本では、IFRS9 号とのコンバージェンスを念頭に、この金融商品会計基準の改定を行うべく、現在、ASBJ で議論いただいていると認識しております。

リース会計については、IFRS16 号とのコンバージェンスを念頭に、ASBJ で基準改定を行う否かも含めて、議論いただいていると認識しています。

最後に IFRS17 号の保険会計については、一度、基準化されましたが、基準の一部修正や適用時期の 1 年延期があり、現在、審議中という

状況であると承知しています。アメリカでも一度、基準改定を完了したものの、今月になって適用時期を延期するという対応をしており、目下、議論の最中だと認識しております。日本においては、保険会計の基準開発については、今のところ未定という状況であり、国際的な動向を注視している段階かと思えます。

近年、IASB、FASB では大規模な会計基準の開発が行われていますが、日本でも高品質化に向けた対応を継続しており、国際的な整合性を図る取組みが行われています。しかしながら、我が国の会計基準と国際的な会計基準の間では、未だに過去から差異が生じている部分があるということも、また事実であると思えます。

次に、国際的な会計基準と日本基準の間に主な差異として指摘されております、のれんとリサイクリングの問題について、簡単にご紹介いたします。2008 年の東京合意以降、IFRS とのコンバージェンスを念頭に、さまざまな会計基準の開発をしてきました。古くは資産除去債務や遡及修正の会計基準、近年の取組みとしては、収益認識や公正価値の会計基準が該当すると思えます。

ただ、我が国の会計基準の伝統的な考え方と整合しない点も残念ながら存在しております、この点は過去より我が国の考え方が IFRS に反映されるように、あるべき IFRS として国際的に主張してきたものでございます。大きな差異としては、のれんの会計処理とリサイクリングがあると思えます。

のれんについては、日本基準では基本的に償却と減損ですが、IFRS は減損のみとなります。リサイクリングについても IFRS では一部実施されないという点が異なります。日本では、修正国際会計基準 (JMIS) という形で、IFRS のこれらの部分を日本基準に合わせて修

正する形で対外的にも発信している状況かと思えます。

国際的な意見発信の取組みについて、ご紹介したいと思います。先ほどご説明しました二つの論点については、ASBJを中心に国際的な意見発信を進めてきた取組みですが、ASBJは欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）やイタリアの会計基準設定主体とも共同でディスカッション・ペーパーを公表するほか、ASAFにてプレゼンテーションをするなど、地道な活動を続けてきていただいております。

また、先ほど申しましたように、日本において受け入れ難い論点は、IFRSを修正する形でJMISを通じて意見発信も行っております。のれんについては足元で目立った動きが起きているかと思えます。

2. のれんに関する動向

のれんに関する動向については、IASBのハンス・フーガーホースト議長のスピーチからご紹介いたします。2018年12月の米国公認会計士協会（AICPA）の年次総会のスピーチでのれんに言及しておられまして、のれんの減損処理に関しては認識が遅くて処理金額も小さいいわゆる *too little, too late* の問題があると指摘しておられます。また金融危機後、のれんの残高が積み上がっているという状況を紹介しておられまして、のれんの会計処理自体が次の金融危機の引き金になるような重要なリスクになっているとまでは考えられていないものの、投資家の一部は、次の金融危機時に一度にこれらののれんが減損された場合の影響を懸念しているという形で紹介しておられます。

このような問題意識は、他でも見られるところでございまして、のれんの残高が積み上がっている状況などが指摘されているところでございます。少なからず、のれんの会計処理の見

直しの動向に影響しているのではないかと思います。詳しい紹介は避けませけれども、例えば、イギリスでは、2018年、大手建設のカリリオン社の破綻がございまして、現在、監査市場改革や監査制度改革が進行しているところでございますけれども、監査にとどまらず『フィナンシャルタイムズ』では会計基準に関する批判記事もございまして。例えば、カリリオン社が破綻時にのれん残高15億ポンドのうち134百万ポンドしか減損処理しなかったというような報道です。日本でも、のれんの減損額が金融危機後最大になっているものの、M&A自体の価格が高騰していて、のれんに対する減損の比率というのが歴史的に見て高まっていないというような報道もされています。

次ののれんに関してIASBにおける現在の議論の状況についてお話いたします。IFRSにおいて、のれんは、IAS38号「無形資産」において、耐用年数を確定できない無形資産として取り扱われており、減損テストを行う対象となっております。

2013年にIFRS3号の企業結合の適用後レビューにおいて、のれんの会計処理を含む包括的なレビューが行われたところですが、減損テストの効果が費用に見合わない、あるいは減損の認識が少額で済んでいるのではないかと懸念が表面化しました。この点は先ほどのフーガーホースト議長のスピーチでも触れられているところです。

その後、IASBは2015年の2月に、減損テストの有効性やのれんの償却の要否等をリサーチ・プロジェクトに追加することを決定し、のれんの会計処理について議論を重ねてきました。

そして、2019年6月のIASBの理事会におきまして、2019年度内を目途にディスカッション・ペーパーを公表するというのを暫定決

定しております。また、このディスカッション・ペーパーについては、IASBの予備的な見解として、主に幾つかの点を記載するということが決定されています。

まず、「開示情報の充実」、これは企業結合の目的、企業結合のパフォーマンスの評価を注記情報として開示し、利用者の意思決定をサポートすることを目的としているものです。

「減損テストの簡素化」、これは、減損テストの単一モデルを支持しつつ、強制的な年次減損テストを免除して、簡素化する方向にすることを目的としています。

なお、「のれんの償却の再導入」については、6対8という非常に僅差で否決されており、IASBの中でもかなり意見が分かれている状況で、ディスカッション・ペーパーには償却再導入の考え方も記載するという事になっていきます。この中で、フーガーホースト議長は、少数派の償却の再導入に投票しておられると思います。こういう議論が今後どう進むかについては、当庁としても動向に注意してまいりたいと思います。

アメリカでも、FASBが予備的な見解を含めずに、2019年の7月に公開企業におけるのれんの会計処理について、コストとベネフィットの観点から償却を含めた意見募集を開始しています。この中で、償却する場合の耐用年数についてどのように考えるかという質問も含まれていまして、アメリカでものれんの会計処理について議論が行われている状況でございます。

Ⅲ 最近のIFRS財団の関心事項

これまで会計基準を巡る国際的な動向についてご紹介してまいりましたが、ここからは最近のIFRS財団の主な関心事項について、評議

委員会の議論等も参考にしつつ、私見も含めて、四点ご紹介いたします。

先ほど、国際的な会計基準の開発状況を確認いたしましたけれども、IASBとしてはIFRS 17号をもって、大規模な会計基準の開発は一段落したと思います。徐々に、記載している論点（一貫性のある適用、財務報告の複雑性、非財務報告、テクノロジー）に関心が移っている、あるいはこのような論点が重視されているのではないかと考えているところです。

まずは、「一貫性のある適用（Consistent Application）」です。IFRS適用の一貫性確保が財団にとって最も重要な課題だと位置付けられています。ローカルなバイアスや解釈を排除することが課題ですが、一貫性の確保はIFRS財団だけでは対処できないため、作成者や監査人等のさまざまな関係者と協力することが大事であると考えられています。

次は、「財務報告の複雑性（Complexity in Financial Reporting）」で、財務報告の複雑性が高まっている中、基準の適用に不都合が生じたり、あるいは不要な開示が増えることによって重要な情報が分かりづらくなるという問題の指摘です。IFRSは簡素で使いやすい基準とすることを目指しているため、これをいかに担保するかが論点になってきます。

次に「非財務報告（Non Financial Information）」についてですけれども、これは財務諸表に計上されないような非財務情報について、中長期的なリスクや無形資産等に関する情報の充実が投資家サイドから求められていることを踏まえて、近年、IFRS財団は、2010年に公表したマネジメント・コメンタリー（経営者の解説）の実務記述書の改定に現在取り組んでいると承知しています。

最後、4点目が「テクノロジー（Technology）」です。テクノロジーの進展を背景に、暗号資産

などの新たな経済取引に対する会計上の対応を検討する必要があるのではないかと、あるいは、技術革新を踏まえた財務情報の提供に対応するということが課題になってくると思います。財団としては、適時に解釈を表明すると共に、タクソミーを改善・提供することによって、財務報告書の利用向上に努めるという方針を取っています。以下、それぞれの関心事項について順次紹介していきたいと思います。

まずは、一貫性のある適用です。先ほど申しましたように、主な会計基準の開発が一段落した中で、いかに一貫性のある適用を確保していくかが課題であると思います。財団としては、厳正な **Due Process** を順守し、質が高く、分かりやすく、かつ実行可能な基準を設定することに尽きると思いますが、この実効性、一貫性を確保するためには、作成者や監査人、当局など、さまざまな関係者の協力が必要だとしています。

IFRS 財団の関係者との会議では、特に監査委員会の役割が重要であるということが強調されていたところです。

次に財務報告の複雑性について紹介いたします。財務報告の複雑性が高まり、開示の分量が増加することによって、簡素な開示を求める作成者と、詳細な情報を求める利用者の考え方の違いから基準の適用の不整合が生じたり、あるいは不要な開示が増えることによって、重要な情報が分かりづらくなるという課題が生じています。このような課題に対する対応としては、経済のグローバル化や経済取引の複雑化によって、会計基準が複雑になることは一定程度避けられないといった考えがある一方で、財務報告の分量の増加は複雑化だけではないことから、必要な複雑化とそうでないものを見分けることが重要ではないかと思えます。

最も大事なことは、IFRS の比較可能性は担

保しつつ、簡素で使いやすいものにすることで、困ったときには投資家に適切な情報を提供するという原点に立ち返って考えるべきということも、IFRS 財団の関係者からは聞いております。

次に非財務報告でございます。近年、ESG 等に代表されるように企業の持続可能性や、環境への影響に関して非常に注目が高まっております。会社の中長期的なリスクや重要な無形資産に関する情報の開示ニーズが高まっているところです。こうした背景の中、2010 年に公表された IFRS のマネジメント・コメントリーの実務記述書によって、経営者の目的や戦略等の非財務情報の開示が一定程度進んだところですが、先ほどお話しした無形資産や、あるいは持続可能性に関する情報を含んだ「より広範な財務情報」は対象とされていないことから、現在、IASB では、マネジメント・コメントリーの改定の手続きを進めていると承知しています。この点につきまして、補足をさせていただければと思います。

マネジメント・コメントリーについては、財務報告書に文脈と企業の中長期的な見通しに関する追加的な洞察を与える記述的な報告と定義されています。財務報告の領域の中で、IFRS においては、財務報告書の主要な利用者は既存及び潜在的な投資家、あるいは金融機関及びその他の債権者を対象としています。近年話題となっている ESG は、財務報告書の主要な利用者も関心を寄せていますけれども、利用者が経済的判断を下す際に必要な場合に、これらの情報はマネジメント・コメントリーにおいて説明されるということです。

フーガーホースト議長の講演ではマネジメント・コメントリーの課題とポイントを三点ほどまとめています。一つ目の記述的な報告の開発は、財務諸表の主要な利用者の情報ニーズを

満たすことが何よりも重要なポイントになると思います。

二つ目は、現在の報告におけるギャップという課題です。こちらは利用者のニーズにどのように IFRS が答えていくかという点ですが、IFRS の原則主義アプローチを維持しつつ、イノベーションの統合・報告におけるギャップの解消、厳密な適用の支援などのガイダンスを拡大していくということが示されています。

最後に、追加的情報のニーズの高まりという課題への対応です。これは会社固有の情報事項や、無形固定資産及び ESG に関する情報、長期的な成功を支える事項、そして戦略とリンクした首尾一貫した議論が記載されることなどがポイントとなります。

このような議論は、ある意味、世界的な動向だと理解しております。日本でも、開示制度をこのような流れに応じて見直してきたところです。2018年6月に金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループの報告をいただきまして、そこで記述情報の記載の充実が提言されております。2019年1月に開示府令を改正しまして、ガバナンス情報の拡充という形で役員報酬と政策保有株式の開示の充実が2019年3月期から、経営戦略、MD&A やリスク情報等、さらには監査関係の情報の拡充についても2020年3月期から適用が開始されるというスケジュールになっております。

この辺りは、定性情報ということで、どのように記載するかということは従来のルール・ベースのようなアプローチだと、なかなかインプリメンテーションは難しいということもございますので、記述情報の開示に関する原則及び記述情報の開示の好事例集を2019年3月に公

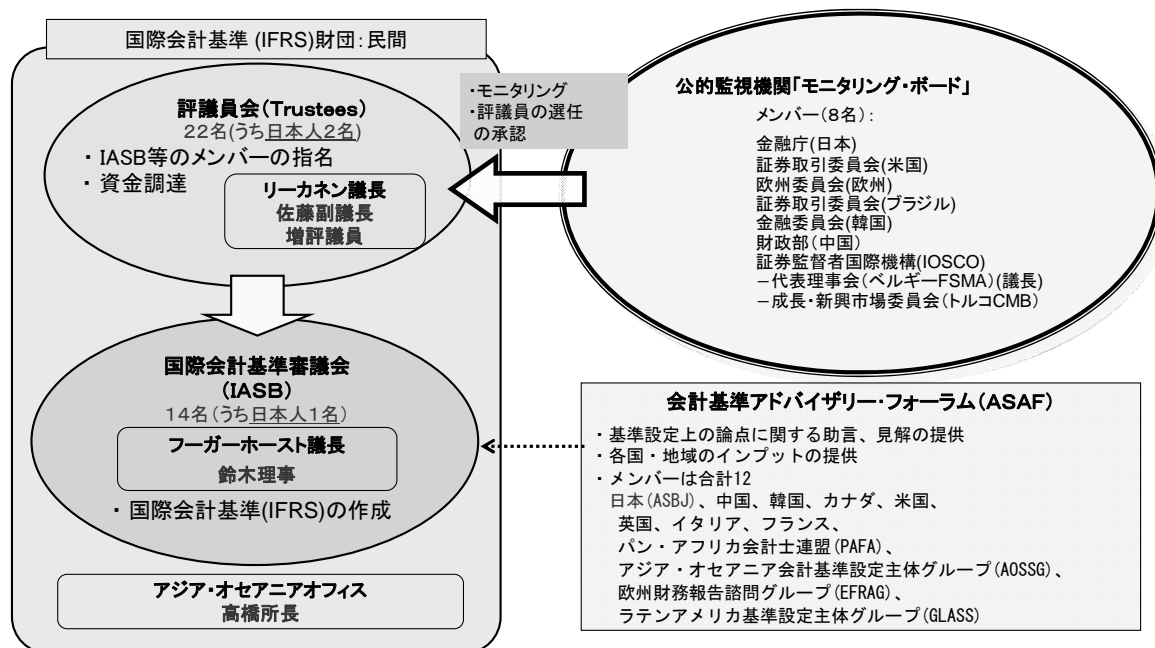
表しています。好事例を金融庁がホームページで出すということは今までなかったと思いますが、企業の方からも分かりやすいというフィードバックをいただいておりますので、是非ご一読いただければと思います。

IFRS 財団の主要な関心事項の四つ目のテクノロジーについてお話をさせていただきます。テクノロジーの進展によって、シェアリングエコノミーやフィンテックなどの新しい経済取引、金融サービスが台頭すると共に、新たにブロックチェーンや人工知能が進展してきています。

このテクノロジーの発展というのは、暗号資産の売買など、新しい経済取引が行われるようになり、それに対する会計上の取り扱いを新たに定める必要があるという喫緊の課題があるということと、それに加えて、テクノロジーの進展によって従来のフォーマットによる財務情報の提供方法が抜本的に変わってくるために、財務情報の利用機会が損なわれる恐れがあるという問題点、課題が指摘されているということだと思います。

新しい経済取引における重要な論点については、それを適切に認識して適時適切に解釈基準が提供されることがIFRS財団には求められているのであらうと思います。また、財務情報の提供については、テクノロジーが財務情報の利用に与える影響を分析するとともに、IFRSのタクソノミーを通じて作成者に開示情報を適切に提供させて、利用者に対する財務情報の利便性の向上を促進することが挙げられていると承知しています。以上、IFRS財団の関心事項を概観してまいりました。

図1 当局の国際動向と日本の立ち位置①



IV 当局の国際動向と日本の立ち位置

1. IFRS 財団

次に、我が国で過去より国際的な意見発信を行ってまいりましたが、その中でどのような日本としてのポジション、立ち位置を取ってきたかということを中心に簡単に説明したいと思います(図1)。

IFRS財団については、先ほど申し上げたとおり、2001年に国際会計基準の設定主体が国際会計基準委員会(IASC)からIASBに改組されたことで誕生しましたが、当初完全な民間団体という形で、ガバナンスの在り方が指摘されたこともございました。IASBの監督機関として評議員会がございましたが、先ほど申しましたように、2008年の11月にリーマンショック以降のレビューの中でG20のワシントン会議における声明で、国際会計基準設定主

体のガバナンス強化が提言されまして、翌年の2009年の4月に各国証券監督当局から構成されるモニタリング・ボードが設立され、第1回の会合が行われました。私も、このモニタリング・ボードの発足の際には、定款の作成等で関係者と調整する仕事をさせていただきました。

このモニタリング・ボードは当時アメリカとヨーロッパに対して、日本が第三極として入るということで日本の存在感が非常に大きかったですし、初代の議長はフーガーホースト氏がやられていて、その後、フーガーホースト氏がIASBに移られる際に当庁の当時の河野審議官が議長を引き継いだという意味で、日本がかなりリーダーシップを取ってモニタリングの役割を果たしてきたと思います。

この評議員会におきましては、現在、フィンランド中央銀行の元総裁のリーカネン議長の下で22名がメンバーで、そのうち2人、佐藤

副議長と増評議員が日本から参加されております。また、IASBは14名のうち鈴木理事が参加されております。

また、ASAFが立ち上がっており、メンバーは現在12基準設定主体ですが、ASBJはASAFの創設以来このメンバーとして活躍していただいています。このASAFの立ち上げの際も、私は企業開示課におりまして、当時、バイの定期協議をやっていたことと比べて、マルチのうちのひとつとなることで発言力が低下するという懸念を個人的には持っていたところですが、結果的にはASBJの皆様の非常に献身的なご努力のおかげで、逆に、影響力を増していると思っております。それは、ASAFのメンバーとして、ASBJが実際に自国で会計基準を開発している設定主体であるということが非常に大きいと思っております。また、ASAFに関していろいろと違う視点で発言するために、リサーチも含めて相当リソースを投入し、あるいは日本の方で関係者の中で対応協議会を作って意見を集約するというようなプロセスも含めて、実質的に貢献してきたということが高く評価されていると思っております。

そういう意味では、日本のポジションは非常にユニークな存在ではないかと思っておりますが、このようにレバレッジを効かせる形で国際的な意見発信を官民共同で行っていくことが今後必要なのではないかと考えています。

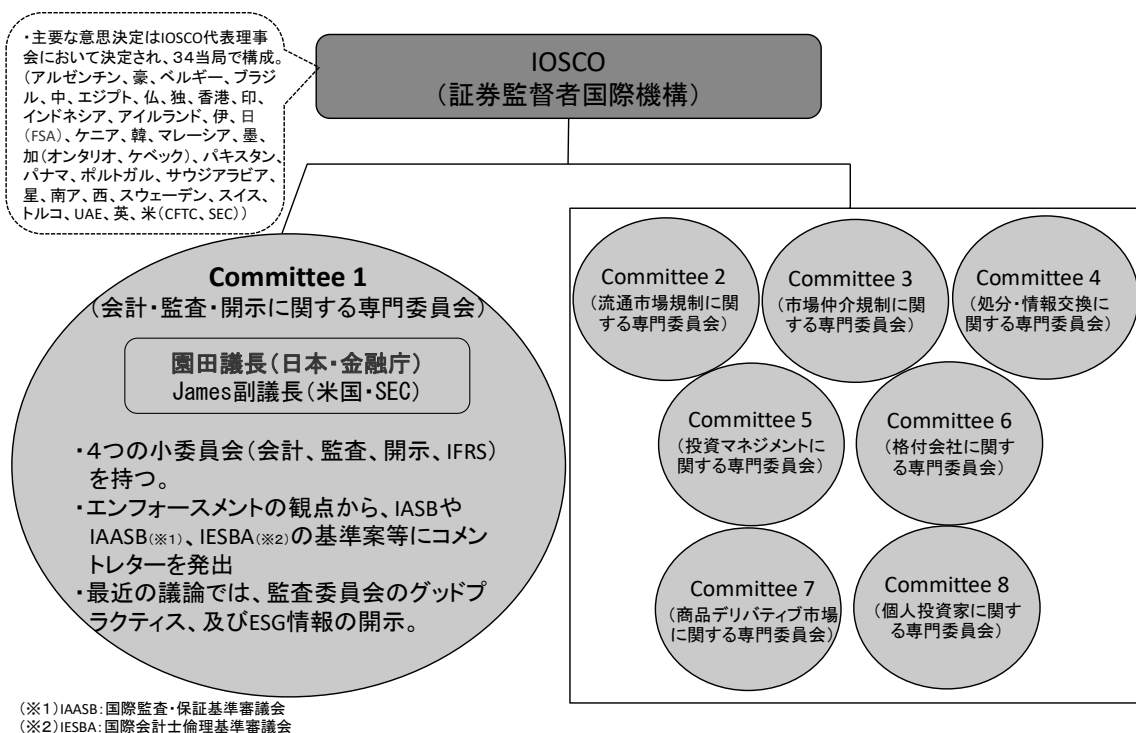
IFRS財団のアジア・オセアニアオフィスの活動についてご紹介いたします。アジア・オセ

アニア地域は、2000年代に入って急速に経済発展を遂げまして、財団にとっても戦略的に非常に重要な地域となっております、その過程でIFRSの受け入れが進んでいったと思います。その中で特に財団にとっても、アジア・オセアニア地域の長期的なコミットメントを示す必要があるということで、2012年にIFRS財団唯一の海外拠点として東京の大手町に開設されたのがアジア・オセアニアオフィスでございます。

これも、IASCの時代から国際的な会計基準の開発に日本が非常に貢献してきたということがある程度評価され、最終的には全会一致で東京へのオフィスの設置が決定されました。現在、このアジア・オセアニアオフィスに期待される役割は、三つだと思っております、日本におけるIFRS適用の促進、アジア・オセアニア地域におけるIFRSの採用促進と適用支援、そしてテクニカル活動と教育的活動ということだと思います。

最近、高橋所長の下、テクニカル活動においてもかなり貢献していただいております、日本のアジア・オセアニアオフィスのスタッフが実際の基準開発に参加するというような実例もかなり出てきていることも高く評価できるのではないかと思います。引き続き、わが国の国際的な意見発信する上で、アジア・オセアニアオフィスとの連携、有効活用というのが重要になってくると思います。

図2 当局の国際動向と日本の立ち位置②



2. IOSCO

続きまして、会計基準からは少し異なりますけれども、日本としてももう少し大きなフェーズでの意見発信の状況をご紹介しておきたいと思えます。こちらは証券市場を監督する規制当局の集まりでございます、IOSCOの簡単な体制図でございます(図2)。冒頭の「IFRSを巡るこれまでの国内・国際動向について」でもご紹介しましたが、IOSCOは、証券当局の集まりとして国際的な資金調達における国際会計基準の使用の承認をするなど、国際的な枠組みの決定、推進において相応の影響力を持っています。

過去には先ほど申しました、当時の河野審議官がこのIOSCOの代表理事会の議長を務めていたこともありますが、現在、金融庁は継続的に代表理事会のメンバーとして、IOSCOを通じた意見発信活動も行っているところでござい

ます。会計に関しては、IOSCOに八つある常設委員会のうちのCommittee 1、こちらが会計・監査・開示に関する国際的な議論を行う委員会でございます、この委員会の議長に、2018年10月から企業開示課の園田国際会計調整室長が就任しています。このような形で日本としても国際的な活動に積極的に貢献しています。

実際の仕事は、IASBや国際監査・保証基準審議会(IAASB)、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)等に対してエンフォースメントの実効性の観点から基準に対するコメントレターの発出や、あるいは基準設定主体との意見交換という形で関与しています。Committee 1の活動について、直接会計とは少し離れますけれども、二つばかりご紹介しておきたいと思えます。

一つが2019年1月にIOSCOから公表されました監査委員会のグッドプラクティスに關

する報告書というものです。主に会計監査の品質の観点から優れていると考えられる監査委員会の取組み、グッドプラクティスをまとめた報告書です。先ほど、IFRS 財団の関心事項において、IFRS の関係者から監査委員会の役割が非常に重要だという指摘があったということを紹介させていただきましたが、この報告書もガバナンスにおいて監査委員会の重要性が認識できるというものではないかと思えます。

このグッドプラクティスの中には、監査委員会が経営者の行った会計処理、特に会計上の見積りに対して監査人の姿勢を確認して、懐疑心を発揮しているか、あるいは経営者にチャレンジするという役割を果たしているか、監査人と協議しているかという点も挙げられております。お時間があればご一読いただければと思います。

二つ目が開示の分野ですけれども、同じく2019年1月に公表したESGの情報の開示に関するIOSCOの声明です。これは、ESG情報のうち投資判断に重要な影響を及ぼすものについては、既存の開示制度に伴い法定開示書類に記載すべきということを確認するというものです。現時点で、IOSCOとしては、特定のフレームワークを推奨するという立場は取っておらず、利用者にとって有用な情報について偏りなく説明することが重要という主張になっております。背景には、やはりヨーロッパのようなESGに大変積極的な国々と、アメリカのようにマテリアリティという概念を非常に重視する国々との間で意見の相違がありまして、最終的にはこのような形でまとまっているということです。

以上、国際的な意見発信において、日本が現在どのようなスタンスにあるかを簡単にご紹介させていただきました。次のセクションからは、このような意見発信も含めました今後の取

組みにおける課題についてご紹介していきたいと思います。

V 今までの取組みと今後の課題

改めてこれまでの我が国の取組みを確認させていただきまして、その中から今後の課題を整理させていただきたいと思えます。まず、会計基準のこれまでの取組みです。我が国の会計基準については、一定の品質があるものと認識されていますが、残念ながら我が国の会計基準自体が国際的なパスポートになるということは難しく、グローバルに展開する企業にとっては、IFRSの使用、またはその検討は避けられない状況ではないかと思えます。

そのため、先ほどから申し上げましておりますように、IFRSに一定の影響力を持たせなくてよいか、という問題意識がございます。また、IFRSの任意適用企業の拡大促進は閣議決定している政府の方針であり、日本の上場企業に適用される会計基準の品質向上は重要でありますので、日本としては、引き続きIFRSの内容についての意見発信が必要だと考えております。

さらに、日本基準の整備にあたっては、国内と国際の調和を図りながら、理論面・実務面の両輪で調和の取れた解釈を見出だす努力が続けられているところでございます。IFRSへの対応を考えるにあたっては、この基本姿勢は依然として重要であると考えています。また、会計のみを切り出して考えることは難しいので、日本市場の強化という問題意識は常に根底に存在していると思えます。

このような点を踏まえて、現在の政府・金融庁の方針といたしましては、IFRSの任意適用企業の拡大の促進、あるべきIFRSの内容についての意見発信の強化、日本基準の高品質化、さらに国際会計人材の育成という四つの柱で

進めているところです。

次に、課題に対する取組みについてご説明したいと思います。2019年6月に閣議決定されました「成長戦略のフォローアップ」において、情報開示、会計・監査の質の向上を目的に、関係機関等と連携して国際会計基準への移行を容易にするためのさらなる取組みを進めることにより、IFRSの任意適用企業の拡大を促進すること、そして会計監査の信頼性の確保から監査報告書の透明化を含む、会計監査に関する情報提供の充実に向けた施策を実効性あるものとするための取組みを進めるとともに、海外の動向も含め監査市場の在り方について調査研究を行うということが記載されています。

また2019年8月に金融庁は、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」、いわゆる金融行政方針を公表しております。その中でも、会計基準の質の向上に向けて三つの点を進めるということを書いています。

一つ目は、財務会計基準機構（FASF）とASBJ、日本公認会計士協会などの関係機関と連携しつつ、IFRSへの移行を容易にするためIFRS適用企業の負担を軽減するなど、さらなる取組みを進めるとともに、IFRSに関するわが国からの国際的な意見発信を強化するということです。

二つ目が、金融商品会計基準の検討など、日本基準の高品質化に向けたASBJの取組みをサポートする。また、時価算定会計基準については、地域金融機関等における有価証券運用態勢の一層の高度化にも資するよう、円滑な導入に向けた必要な取組みを行うということです。

三つ目として、「国際会計人材ネットワーク」の登録者数の1000名という大台を目指しまして、国際的な会計人材の育成に向けた取組みを推進するということを書いています。

以上がこれまでの取組みを踏まえた上での

課題、またその課題への取組みをご紹介させていただきました。

VI 日本の会計基準及び開示制度の今後のあり方

最後に今後の会計基準及び開示制度の今後のあり方について、簡単に私見を述べさせていただきます。今後の会計基準のあり方について、当面の対応としては、まずは、先ほど来申し上げておりますIFRSの任意適用企業の拡大をどのように促進していくかということが挙げられるかと思えます。

中長期的な課題としては、一つは任意適用をどう拡大するかというだけではなく、単体財務諸表にIFRSをどのように拡大していくかということが考えられるのではないかと思います。ただこれは、金融商品取引法だけの問題ではなく、会社法上の分配可能額の計算や税法上の課税所得の計算など、日本特有の法体系というのをどのように見直すかという議論にもなると思っています。

ただ、企業グループはグループ内の会計基準をIFRSに統一できるということで、グローバル企業にとってはメリットがあることではないかと思っています。他には、現在併存している4基準、IFRSと日本基準、米国基準、JMISをどのように整理していくのかという点、あるいは別途これは金融審議会の方でも進められていることですが、取引所の市場区分の見直しの議論を踏まえて、より望ましい開示のあり方がどうなっていくのかという点もあるのではないかと思います。

さらに、国際的な動向を注視していくことも必要ではないかと思っており、例えばアメリカにおいては、IFRSとのコンバージェンスの議論の進捗が今現在全く見られない状況になっ

ていますが、その中で単一の高品質な国際的な会計基準における IFRS の位置付けがどうなるのかということと、それを踏まえて日本としてどのように対応していくのかという点も中長期的に見ていく必要があります。また、その中で、市場間競争、日本のマーケットが国際的にどういった位置付けになるかということも重要な論点ではないかと思えます。

開示については、非財務情報の重要性がますます増大してくるのではないかと考えています。開示において、これまで求められてきた情報というのは、財務諸表を中心とする過去の情報がベースになっていますが、投資家のニーズが、むしろ将来の定性的な情報をより重視するように変わってきていると思えます。企業のビジネスモデルや経営者が考える今後のリスクについての将来に関する情報の開示がこれまで以上に求められております。

ヨーロッパではこの動きが特に顕著だと感じておりまして、ESG 情報に関する開示を積極的に推進していく動きが非常に多く見られます。将来情報は非常に不確実性も高く、企業としても開示に抵抗感もあるとは思いますが、開示を投資家の方が望む形で今後どのように進めていくか、先ほど IFRS 財団の関心事項の中でご紹介したマネジメント・コメンタリー の議論も注視しつつ、当局として中長期的な道筋を考えてまいりたいと思えます。

また、先ほどの IFRS 財団の関心にもありましたが、テクノロジーの進展が会計基準や開示制度にどのような影響を与えるかということも非常に大きな論点であると思えます。例えば、アメリカの SEC がテスラ社のイーロン・マスク氏の Twitter の情報について警告を発したということがあったと思えますけれども、従来であれば当局は全くそのようなことには関知しなかったわけですが、このような SNS を

通じた情報がむしろ投資情報としては有用になっており、リアルタイムで情報が流れてくということ踏まえ、当局としては、どのような開示制度、会計制度が望ましいのか、例えば、四半期開示の廃止論もあるかとも思いますが、情報技術が進展していけば、四半期開示はむしろリアルタイムな開示の方向に寄っていくのではないかという議論もあるかと思えます。

そのようになっていきますと、まだはっきりしたことは申し上げられませんが、開示制度だけではなく、会計基準においても、例えばキャッシュレスエコミーになっていけば、よりリアルタイムにキャッシュの動きが財務報告上求められることになり、さらには引当金や見積りの概念にも影響を及ぼすことがあるかもしれないと考えています。そのようなことをできるだけ先取りして考えていくのが、ある意味、当局の役割とも考えておりますので、我々としても勉強していきたいと思えます。

VII 最後に

最後に、このような課題を踏まえて、我々の意気込みといたしますが、国際会計に関して当局としてどのようにやっていくかということをご紹介しておきたいと思えます。8月に企業開示課の幹部職員を集め、リトリートというオフサイトの研修をやったのですが、そこで職員から出た企業開示課の今年の標語です。「我が国のルールが世界を変えていく」。つまり日本発のルールでむしろ世界を変えていくという気概を持って、企業開示課の職員一同、日々の業務に携わっていきたくと思えます。この場にいらっしゃる先生方におかれましては、今後とも開示行政に対するご理解、ご協力をいただければと思えます。以上で私の講演を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。